

回 覧

令和 7 年 6 月

令和 7 年度行政区内除草作業等について

さて、例年 7 月の第 1 日曜日に実施しております「クリーンアップ作戦」及び 8 月の「道路美化作業」につきましては、実施日は指定しませんが、行政区ごとの実情に合わせ実施に協力くださるようよろしくお願いします。